

渡辺治・和田進編

『平和秩序形成の課題』

(評者) 谷川 昌幸

表紙 写真

この本は、講座「戦争と現代」(全5巻)の最終巻であり、第4巻までの分析をふまえ、グローバル化の時代における「新しい戦争」をいかにして終わらせ平和を実現していくかを、次のような鼎談による総論と第1～6章の各論により検討している。

総論(鼎談) 新たな大国への道と世界平和……和田進/渡辺治/後藤道夫

第1章 積極的平和?……C・ダグラス・ラミス

第2章 新福祉国家建設と平和構想……二宮厚美

第3章 二一世紀世界の中での沖縄……新崎盛暉

第4章 平和秩序形成に向けての国連……田中則夫

第5章 女の平和……竹中千春

第6章 反戦平和・反新自由主義グローバリズムの「グローバル」な運動……山口 響

分析は多岐にわたるので、ここでは講座全体のテーマである「新しい戦争」をめぐる議論を中心に本書の論点を整理し、紹介していくことにする。

(1)新しい戦争： 「新しい戦争」とは、9.11事件後のアフガン、イラク両戦争に象徴されるような戦争のことである。

では、「新しい戦争」はどのような点で新しいのか。講座第1巻の渡辺治(総論)の定義によれば、「新しい戦争」は「様々な紛争に対しアメリカが介入することによってはじまった戦争」であり、要約すれば次の4つの性格をもっている。グローバル市場秩序維持の目的。「現代の戦争の最大の特徴は、それがテロや地域覇権国の侵略、地域紛争などをきっかけに大国が介入して展開すると

いう形をとっており、その目的が、現代のグローバル市場秩序の維持や安定を目的としていることである。」 非対称的性格。「戦争を行う双方の政治的、経済的、軍事的力量に隔絶した差がある」戦争であり、「超大国あるいはその連合が、地域の小国を一方的に攻撃する」戦争である。 同盟的性格。「アメリカ帝国を盟主としながら、諸大国の共同行動、多国籍軍の形で戦われる。」 非総力戦的性格。非対称的だから大国の側にはもともと総力戦の必要はなく、また、先端兵器の使用により損害を最小限に押さえつつ相手側に壊滅的打撃を与えることが可能になった。大国側にとっては「死なない戦争」、「テレビ観戦」する戦争である。

(2)ドルと核の傘： 渡辺が定義するように、「新しい戦争」は何よりもまずグローバル市場秩序を維持するための戦争であり、換言すれば、ドル経済をグローバル化し、それを最終的には核の傘で守ることを本質とする戦争である。

歴史的に見ると、この経済のグローバル化は 1980 年代から大きく進展し、冷戦終結後の 90 年代にその全貌がほぼ露わになる。二宮厚美（第 2 章）によれば、それは「第一に、世界全体に市場原理を浸透させ、その外延的・内包的徹底をはかること、第二に、市場原理の担い手＝主体として多国籍企業の営業の自由を保障すること、第三に、市場における競争的秩序の基軸を能力主義的自由競争におくこと」であり、これは結局、「新自由主義的なグローバル化」に他ならない。

こうした新自由主義的グローバル化は、伝統的あるいは非市場主義的な文化や社会を破壊するものであり、当然、様々な矛盾を生み出し、反発や抵抗を引き起こす。これに対しアメリカは、自ら進んでグローバル化に努力する国には文化などの非強制的なソフトパワーで誘導するが、受け入れようとしない国には軍事力などのハードパワーで強制する。二宮は、「ソフトパワーを重視する」・ナイのような人であれ、決してハードパワーの併用を否定していないことを見落としてはならないと警告している。

山口響（第 6 章）によれば、あるペンタゴン関係者は「米軍の事実上の役割は、われわれの経済のために世界の安全を保障し、われわれの文化的攻撃に対して世界を開かれたものにしておくということであろう」と述べたという。あまりにもあからさまだが、結局これがアメリカの戦略だとすると、アメリカと

他の諸国との軍事的関係も当然それに対応したものにならざるをえない。冷戦勝利で唯一の超大国になったアメリカが「死なない戦争」の最前線を担い、後方支援を同盟国に分担させる。アメリカは「新しい戦争」の主導権を握りつつ（単独行動主義）、国際的合意を調達し役割分担させる（国際協調主義）。二宮によれば、この単独行動主義と国際協調主義の組み合わせこそがアメリカ戦略の基本構図であり、A・ジョクスはこれを「非対称的な大量虐殺の大ピラミッド型中央集権管理体制」と呼んでいるという。

(3)日本の軍事大国化： アメリカはこの新しい世界戦略により日本に対しても役割分担の拡大を求め、日本政府はそれに応える形で、必要な法整備を進めてきた（渡辺、二宮）。「旧ガイドライン」（1978）で極東防衛を分担したのを皮切りに、「PKO協力法」（1992）で自衛隊の海外派遣の実績を積む一方、「新ガイドライン」（1997）と「周辺事態法」（1999）で支援を日本「周辺」に拡大、「テロ対策特別措置法」（2001）で支援の地域的限定を外し、「イラク対策特別措置法」（2003）で事実上、紛争地域への自衛隊派遣を認め、そして、「武力攻撃事態法」等の有事7法（2003）で国内資源、人員、施設の使用を可能とした。

二宮によれば、特に90年代後半以降に顕著な日本のこの軍事大国化の特徴は、戦時体制への移行が「外国での武力衝突・紛争、戦闘勃発をきっかけにして始まると想定されていること」、「米軍の後方支援にあたる自衛隊の海外派遣を中心に進められていること」、「アメリカが始める戦争に日本が組み込まれること」、の3点である。

しかし、この日本の軍事大国化には、どうしても突破しなければならない最後の障害が一つ残っていた。集団的自衛権の行使を否認している憲法第9条である。

(4)全面改憲論の台頭： こうして憲法第9条の改正要求が強まってくるが、9条は平和憲法の核心であり国民の支持も高く、9条だけの改憲は難しい。また、英米に続き日本も1990年代に入り新自由主義的諸改革が本格化し、国家全体を新自由主義的国家に改めるべきだという要求も強くなった。そこで、9条だけでなく憲法全体を改正しようという「全面改憲論」（渡辺）が急浮上し支持を集めるようになったのである。

つまり、本書で繰り返し指摘されているように、日本企業の多国籍化を背景

に、第 25 条を中心とする福祉国家規定を改正し、低コストの「小さい政府」を実現する。一方、この新自由主義改革を推進すると競争激化や格差拡大で社会統合が危うくなるので、共同体的価値（天皇、祖国、伝統など）への忠誠や国民の義務規定の強化も憲法に盛り込む。そして、日本の多国籍企業のために、グローバル市場秩序をアメリカと協力して防衛できるよう 9 条を改正し、軍隊保有と集団的自衛権の行使が出来るようにする。

この全面改憲論を中心とする改憲論は、渡辺が注意を促しているように具体的な政治課題にまではまだ煮詰まっていないが、世論の改憲賛成が反対を上回るようになったこともあり、ムードとしては非常に高まっている。軍事大国化を阻止してきた最後の壁が改憲により突破されようとしているのである。

(5) 平和秩序の構築に向けて： こうした軍事大国化の状況に対し、渡辺（総論）は「護憲・平和運動のバージョンアップ」による対抗を唱える。

「殴る側」に立っていることを自覚した運動。日本の平和意識は、和田進（総論）の指摘するように、「被害者意識」と「紛争巻き込まれ拒否意識」を基盤としてきた。その結果、すでに日本は経済大国であり、その国益維持のために軍事大国化が追求されている、という認識が十分でない。まず、「殴る側」の大国になった日本という自覚が必要。反構造改革と平和運動の結合。反グローバル化、反構造改革の世界的な運動と平和運動の結合。世界平和の促進のイニシアティブ。憲法 9 条の理念を国連改革、東アジア平和構想などを通して世界へ広めていく。新しい福祉国家。新自由主義国家に対し、憲法 9 条と 25 条を柱とした新しい福祉国家をもって対抗する。この点については、二宮も、新自由主義改革が多国籍企業のために国民経済と国民福祉を空洞化させるのに対し、「新福祉国家構想の下では、国民の発達保障が優先され、国民経済は国民消費の内需によって発展しうる見通しが与えられる」と指摘している。

この渡辺の提案は、5 巻に及ぶ講座での他の分析もふまえており、十分に説得力がある。われわれは、「憲法改悪を阻んできた運動の力を確信」した上で、護憲・平和運動のこのバージョンアップにより、「現実を 9 条の方へと引っ張っていく」努力が求められているのである。

以上、「新しい戦争」をめぐる議論を中心に紹介してきたが、本書には、ここでは直接言及できなかつたが、他にも注目すべき分析や提案がある。C・

ダグラス・ラミス（第1章）は、「軍のない状態」がつまりは「積極的平和」だと考え、20世紀の国家が外国人の約2倍の自国民を殺した事実を指摘している。新崎盛暉（第3章）は、沖縄を、国境を越えた「平和創造の拠点」と捉える。田中則夫（第4章）は、世界平和秩序形成の担い手としての国連の役割に光を当て、国連憲章の擁護・発展の必要性を訴えている。そして、竹中千春（第5章）は、ジェンダー化する暴力をインドを素材に検討し、「二一世紀の『暴力の連鎖』を止める一つの力は、暴力を生むジェンダー的な支配に抵抗する、女たちの静かな活動に潜んでいるのだろうか」と女性への期待を表明している。これらはいずれも重要な議論である。

最後に、山口（第6章）のまとめを紹介しておく。「まとめていうと、……『北』の反戦平和運動にとっての課題とは、新自由主義の進行・軍事体制の構築の中で被害を受ける人々（＝『北』内部の『南』的部分）を、『南』との連帯をつねに視野に入れながら組織化しつつ、同時に『北』が圧倒的に加害者的位置に立っているとの認識を涵養していくことではないのか。」

（大月書店，2004年）

[『長崎平和研究』No.18，2004年10月，p.166-169]